

令和元年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月13日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月13日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	山 岸 美 登 利	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	介護支援 課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 下水道課長	伊藤 和孝		
消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖	
教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
7	板 倉 浩 幸	②東郊線踏切の進捗状況について……………	114
8	山 岸 美登利	終活支援について……………	124

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和元年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問7番 板倉浩幸君の2問目、「東郊線踏切の進捗状況について」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

私からも改めまして、おはようございます。

昨日に続き、2問目で行っていきます。

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

私は、2問目として、「東郊線踏切の進捗状況について」と題して伺っていきます。

この東郊線踏切については、きのうも伊藤議員、黒川議員からも質問があり、多々ダブる点もありますが、引き続き答弁のほうよろしくをお願いいたします。

この東郊線踏切の拡幅の問題は、以前にも、踏切に歩道を、として私も質問をしてきました。そのときの答弁で、法指定されたのですが、法指定されたばかりで具体的な進捗はございませんが、協議会での対策内容についても、方針が示されれば改めて報告すると答弁をされています。町長の答弁でも、この法律によって新たに指定をされ、そして話が進み、まずは危険な踏切を解消し、次のステップに進んでいくいいきっかけになったので、しっかりと努力を続けていくとも答えております。私も、この法指定がされ、少しでも前へ、一日でも早く歩道設置ができると思っておりました。

それ以降、議会でも全員協議会の場でも報告がないということは、進捗がないということで間違いないと思います。

そこで、伺っていきたいと思います。

踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について、国土交通大臣の第2弾が指定がされ、課題ある踏切は、鉄道事業者、道路管理者で改良の方法が合意できなくても大臣が指定をし対策を促進するとして、東郊線踏切が2017年1月27日に指定をされております。その後、第4弾として、今現在全国で1,000カ所にもなります。そのうち愛知県が96カ所でございます。

では、お伺いをしていきます。

ここで、おさらいとして、改めて指定されるまでの鉄道事業者、JRです、と道路管理者蟹江町の交渉はどのようになっていたのか、経緯をお聞かせをお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

改めまして、おはようございます。

ただいまの板倉議員からのご質問についてお答えをさせていただきます。また、昨日の伊藤議員、黒川議員への答弁と重複するところもあるかと思いますが、お許してください。よろしくお伺いをいたします。

まず、東郊線踏切は、平成3年9月に東郊線踏切開設に向けて協定書、覚書、確認書を締結を行っております。それを受けまして平成4年9月に、東郊線踏切の立体交差のための暫定踏切として東郊線踏切が開設されました。これは、東郊線につきましては、都市計画決定された都市計画道路で、路線名が七宝蟹江線、立体交差として決定されております。それに向けての平成4年9月に開設されたものでございます。

その後、東郊線踏切の歩道設置拡幅について、皆様方から要望書、陳情書を提出いただきまして、平成7年に町長、地元議員、関係町内会長の皆様方と一緒に東海旅客鉄道へ陳情書及び要望活動を行ってまいりました。

その後も引き続き交渉等を行ってきおったわけですが、平成25年に東海旅客鉄道株式会社から協議の中で、蟹江川左岸踏切の閉鎖により東郊線踏切の拡幅を可とする協議を行う旨の条件が示されました。その後平成27年3月に蟹江川踏切道廃止住民説明会を開催いたしましたところ、皆様方の反対あるいは閉鎖に向けての合意が得られず、踏切廃止には至っておりません。

また、その後もJRと個々の交渉を続けたわけですが、なかなか思うような回答は得られませんでした。

そうした中で、平成29年1月27日付で東郊線踏切が改良すべき踏切道として法指定されたという現状でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今答弁で、開通当初から法指定されるまで、おさらいということで確認をし合いました。

平成25年に踏切の閉鎖で拡幅に応じるとJRも言ったんですけれども、なかなか住民からも、今の答弁、反対と言いましたけれども、住民からの同意も得られないまま今現在に至って法指定をされていったところだと思います。

それでは、先ほども今現在1,000カ所と言いましたけれども、全国また県内で、改良方法を決定し、踏切道の改良を実施または踏切道の改良計画を作成した踏切道はあるのでしょうか。お聞かせをお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

現在の県外・県内の状況につきまして愛知県に確認しましたところ、県として、県外・県内の踏切道改良計画の進捗については把握していないということでした。

ただ県内につきましては、平成29年1月に法指定ということが愛知県内においては88カ所が一番最初でございます。その後30年1月、31年2月の第3弾、第4弾で8カ所追加され、愛知県内では96カ所、全国では1,000カ所の危険踏切として指定を受けております。

そういった中で、愛知県内におきましては88カ所の指定された踏切道で、41カ所の踏切道が協議会を設置し、踏切道対策を協議会の中で今後進めていくという状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

県外のこと、愛知県にしても、他県のごことは把握できていないということですが、ちょうど愛知県の県道も法指定されているんですよ、第2弾で。そのうち、僕もちょっと確認したんですけども、県内の同じ、東郊線踏切の第2弾として、県道も法指定をされて、多分そのとき17カ所だったと確認したんですけども、そのうち2カ所については、道路管理者、県ですけども、と鉄道の立体交差化を実施していると確認をしております。これ、立体交差化でお互いに合意をして実施の方向に向かっていて、この点について何かわかっていましたらお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

法指定される以前の段階で、道路管理者、鉄道管理者の中で協議を進めているところで、以前の段階からの協議の中で、この踏切道に関しましては立体交差、ある程度のもう目鼻が立っているところに関しましては進んでいるかとは思いますが、その後どの時点で改良していくかということに関しましては、まだ情報等は入ってきておりません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

なかなか情報が入ってこないということで、ほかの県道、市道、町道もあるんですけども、どんな状況なのか、今現在、その辺も把握しながら、東郊線踏切の問題も解決できたらいいのかなと思うんですけども。

それでは、改良方法を検討するためにこういった制度ができたんですけども、実際にその中身がどうかであります。

それでは、現在までのこの協議会での協議内容についてどうなっているのかお聞かせをください。また会議の回数等もわかりましたらお願いをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほども申し上げましたが、平成29年1月27日付に改良すべき踏切道として東郊線

が指定されました。この指定につきましては、令和2年度、次年度などございますが、地方踏切道改良計画を作成するということが義務づけとなっており、鉄道事業者と協議を重ねて踏切道の改良計画書を作成していくということに、今後なっています。

時系列的に申し上げます。平成29年8月に、国から踏切道改良協議会の設置及び運営についてのガイドラインが示されました。これの中身といたしましては、踏切道ごとの協議会を設置した上で、踏切道改良協議会を合同会議として協議会を合同で開催できるというものでございます。ちなみに、愛知県におきましては、4エリアに分かれまして、尾張エリア、一宮・海部エリア、知多エリア、三河エリアというふうの4ブロックに分かれて、それぞれの関係する市町村において合同で協議会を設置してございます。

その後平成30年7月9日に、愛知県を通して維持管理課から、現状の確認とそれから東郊線踏切の現状報告と協議会の立ち上げの意思の確認がございました。同年10月18日に、踏切道協議会設立準備会の開催を行い、同日に踏切道改良協議会の開催を行っております。その協議会につきましては、現在の進捗状況の把握ということでの第1弾の会議でございました。

その後JRともいろいろと協議を行っている中で、東郊線踏切について単独で協議会を設置して協議をしてはどうかということで、道路管理者蟹江町と鉄道事業者JRさんとの協議を行いまして、単独協議会を設立するというふうで、向けて愛知県のほうに相談をしましたところ、協議会の単独設立に向けてご協力をいただいております。

ことしの令和元年10月3日に、東郊線踏切改良協議会、単独での協議会を開催いたしました。このときでのメンバーでございますが、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県、JR、蟹江町の5者で協議を行い、まず最初に現状の把握、それから今までの協議内容というのを報告し、共通理解の上、協議を今後進めていこうということになってございます。ただ、ここでも、一番最初に申し上げました都市計画決定された都市計画道路で立体交差する道路ということで都市計画決定がされていることを、ある程度計画に盛り込んで進めていく必要があるのではないかというふうで協議をしております。

令和元年11月11日に、全体合同会議におきまして、個別協議会での協議した内容を報告してございます。が、今現在での進捗状況でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

最初に協議会ができて、しばらく何も話がなかったんですね。で、今現在、東郊線踏切だけに限って個別でも協議会を行い、また合同の協議会も行われるということです。

じゃ、メンバーどうなっているのということで、先ほど答えてくれたんですけども、国も県もかわりながら、また蟹江町またJRもかわりながら協議会を行っているということです。

それでは、ちょっと県議会、僕も傍聴して、そのときの答弁なんですけれども、危険踏切

の改善として県議会の答弁を紹介します。県としては、踏切対策が円滑に進捗するように協議会制度等を活用するなど市町を支援していきたいと委員会でも答えております。

そこでですが、何を支援してくれているのか。また国土交通省からの働きとかはあるのかお聞かせをください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

県からの支援につきましては、先ほども申し上げました合同会議等、単独協議会で、踏切対策の工事例からの助言、他市町村の情報を、今こういう状況だということで情報提供をいただいております。ただ東郊線踏切に関連しまして大きくご支援いただきましたものは、県のご支援をいただき、東郊線踏切の単独の個別協議会を設立に向けてのご支援をいただいたということが大きなご支援であります。それに基づき、令和元年10月3日に開催することができました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

県としても、国も単独協議会を設立して少しでも前に進める方向の協議会の支援だと思うんですけども、もっとJRと蟹江町が交渉よく前に進めるような具体的な支援とかはほかにないんですか。ただ都市計画どおりに進めなさい、高架になっているということで、ほかに何か言っていることがあったらお聞かせをください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

現段階におきましては、当面の令和2年に作成します踏切道改良計画書を作成するということに対する助言ということになるかとは思いますが。その後の実際に工事に入ったあるいは工事着手というのか進む段階での県・国等の補助等に関しましては、これからになるかとは思いますが、現段階において補助があるとか、どれぐらいの率になるだとかというものはございません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

補助の話もやはり支援のほうになると思うんですけども、計画書をつくったり単独書をつくる、もっとほかの支援もしてくれたらいいのかなと思うんです。

では、2020年度、来年度末までに、計画期間内の改良の実施また期限内の対策が義務づけられております。それまでに改良の方法を義務化ということでしていかなければいけないんですけども、これで、立体交差化で踏切をなくすという方向でいくのか2020年度末に決定できるのかをお聞かせをください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、2020年度、令和2年度になりますが、これにつきましては、踏切道改良計画書を作

成するということが義務になっております。ただ計画書におきましては、今後、立体交差にしる踏切改良にするにしろ長期間の期間がかかると思います。そういった期間を踏まえての、東郊線踏切に関しましては、都市計画決定された道路でございますので、立体交差についての文言を外しての計画ということは、盛り込んだ計画書をつくっていく必要があるというふうで言われておりますので、今後、国・県、JRと協議をしながら、どのような文言を盛り込んでいくかということを協議していくという予定でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

期限が決められているんですね。

そこでですけれども、今蟹江町としては、立体交差化の実施で進めていこうとするのか、歩道を設置して拡幅で踏切をそのまま続けていくのか、今現在では、どう考えているんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今現在町でどの方向というものというよりも、まずは都市計画決定されておる立体交差というのを盛り込んだ計画書を立てていくと。それと、これから当踏切に関しましては、ボトルネック、交通通過車両の通行量それからあと歩道狭隘という2点で指定をされておりますので、その2点を踏まえた改良でき得る計画書というものを協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

どれが一番解決できる方法かということのをこれからも考えていかなければいけないと思うんですけれども、仮に、今の改良方法で立体交差事業で高架になった場合、歩行者にとっては結構不便になると思うんです。踏切もなくなりますし、その点についての考えはお持ちでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今議員が言われますように、高架ということになりますと、歩行者の方に大変な不便をおかけするという事は重々考えてございます。やはり立体交差化ということになれば上り下りということが必要になってきますので、歩行者の方ばかりではなく自転車だとか通過車両においてもやはり不便になるというふうに考えております。

ただJRの線を南北で行き来する場合というのは、もう少し西のほうの蟹江踏切だとか、今後開通いたします蟹江駅の橋上駅の自由通路だとかいろいろな往来の手法がございますので、そちらもご利用いただければというふうに考えております。

確かに高架をすることによっての歩行者の方に対するご不便ということは、大きなご負担になるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

自由通路もできて、そこはエレベーターもあって結構利用はいいと思うんですよ。そういうことも踏まえて考えていくということなんですけれども、では、立体交差の実現についてなんですけれども、計画から相当の時間がかかると思います。また費用の面も莫大にかかってきます。立体交差化ができるのを待っているだけでも問題解決になるのかなとも思いますので、引き続き歩道の設置事業を推進しながら、歩行者の安全性を確保するための対策をJRと協議をし、きのうの答弁でもあった県道への格上げを要望しながら協議会を進めることができないのかお聞かせをください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

確かに議員が言われますように、東郊線踏切の改良、立体交差にしる平面交差の拡幅計画にしる大変な期間と費用が必要になってくるということは認識をしてございます。そういった中で、即効的な対策、どのように安全確保をするかということにつきましても、歩道を設置するということになりますと、やはり以前JRのほうから示されております他の踏切の廃止等が条件になってくると思われまます。鉄道事業者と引き続き、歩道拡幅に向けての交渉協議は行っていきたいというふうに考えております。

また東郊線の県道格上げについても、毎年実施しております愛知県議会建設委員会及び市町村別事業調整会議におきましても、引き続き東郊線の県道格上げについて要望をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

県道へ格上げ、仮に、県道になれば立体交差事業も県が管轄するということになるんですけれども、町道のまま高架事業になった場合、これってどうなるんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

県道格上げというのが最大のお願したいというものでございます。ただそれが、なかなか県のほうの受け入れ等々で要望していくということになるかとは思いますが。そういった中で、現町道の認定のままで高架事業ということであれば、町道として維持管理を行っていくという、高架された道路についての維持管理を蟹江町において行っていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

できれば県道に格上げしてもらってやるのが一番いいのかなと私も思うんですけれども、県もなかなか認めない面もあると思います。

もう少し聞きたいんですけれども、国交省の当時指定されたときの報道発表資料にも、今

回指定する踏切は、改良法に基づく本格的な指定となるものです。これらは改正法の趣旨を踏まえ、立体交差化や拡幅等だけではなく、必要に応じての当面の対策や踏切道の周辺対策等、地域の実情に合わせた改良計画の検討がされることとなりますとあります。

では、実際に、必要に応じての当面の対策、立体交差化になるにしても、当面の対策がどうなっていくのか、この辺も踏まえて、当面の対策はどのように考えているのかお聞かせをください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

踏切道への当面の安全対策でございますが、今現在というのか、ヨシヅヤ蟹江店のあるあのエリアにつきまして、駅北の区画整理を行い、当該道路の用地は確保されてございます。そういった中で、皆様ご存じだとは思いますが、ヨシヅヤの南側の道路が右折禁止になっているかとは思いますが。それは、東郊線の北のほうに行ったところで信号が設置されたことと関連して、ヨシヅヤのところの交差点が東郊線踏切に入る右折が不可ということになり、一旦大回りをしてヨシヅヤを一周してから直進方向で踏切に入るというように、通過車両の動線を変えることによって、踏切内の安全対策がされてみえるというように理解をしております。

あのまま右折をすることによって南から北に行く車との接触事故が発生した折には、やはりその影響で踏切内の通過車両の立ち止まり等々が発生するかと思えます。そういうのを危惧して考えられて信号機が設置、信号機の設置に関しましては、子供たちの交通安全という観点から踏切と信号機が設置をさせていただいております。それに合わせて、踏切の安全対策ということで、踏切の右折不可というふうにもなったかと関連されておるというふう理解をしております。

また、道路管理者といたしましても、やはり今現在でも、踏切道の狭いというのか、その先踏切とかいう看板等々も設置をさせていただいておりますけれども、今後ともよりカラー舗装を行ったりだとかいろいろとまた地元の方と協議をしながら、安全対策をより以上に進めていければというふう考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

右折禁止で、踏切に接触事故等も含めて安全対策を行っている、また標識、確かに、狭くなりますというこの標識もあります。

この点については、部長にもちょっと聞きたいんですけども、では、当面の安全対策、今までずっと危険な踏切だということ言われてきて、平行線のままずっと来ているわけです。当面の安全対策、今、右折禁止にしたり、踏切が狭いですよということも標識的にあるんですけども、国交省のほうも、今話が出たカラー舗装との安全性も言っておりますので、その辺についてもうちちょっと具体的にありましたら、お願いをいたします。

○産業建設部長 伊藤保彦君

板倉議員からは東郊線踏切のことでご質問いただきました。先ほど次長のほうから法指定後の取り組み等に対しまして答弁をさせていただきましたが、愛知県踏切協議会一宮・海部エリアの合同会議を経て、現在愛知県内にある96カ所の踏切が法指定される中でも唯一蟹江町の東郊線踏切の改良協議会が設置されたことで、単独で中部地方整備局、中部運輸局、愛知県、JR、蟹江町が協議できるテーブルに着けましたので、こんな中で当面の対策として今でき得る対策ということをやっぱり呼応していかないと、その中で説明がつかいせんので、今議員が言われますとおり、カラー舗装のこともそうでございますが、来年の12月には橋上駅舎が自由通路になりますので、自分が危険だと思えばそちらを回っていただくのも一つの方法だと思っておりますが、まず踏切の中へ入るに当たっての対策として、この先狭所につき危険だとか、そういったことも踏まえて、今後は安全対策、危険な踏切であることをやっていきたい、何かの対策を講じていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

東郊線踏切の問題、ずっと言われ続けてきて、平行線で、最初当時の都市計画どおりの高架化の話がまた出てきているんですけども、では、町長にもちょっと伺っていきたくと思います。

法指定されてもう既に4年近くなるんですよ。あと残り1年かで何らかの方法で計画を立てないといけないと思うんですけども、今話があった、きのうもあったんですけども、立体交差化事業で高架化になるということで、最初に聞いたんですけども、当面、計画から相当の期間もかかるし莫大な費用もかかります。この点について町長なりにどのように考えているのかお伺いできたらいいのかなと思いますので、お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

昨日から伊藤議員そして黒川議員からもご質問をいただいておりますし、今お話のあったように、町長就任以来、東郊線踏切の拡幅並びに立体交差の事業について町長はどう思っておるんだという質問もたくさんいただきました。もちろん平成7年4月から蟹江町議会議員として認識を同じくしている議員もおみえになることも事実であります。

そんな中で、いつもお話をさせていただいております、蟹江町は小さな町でありますけれども、3つの駅を有し、なおかつ名古屋からは10分圏内の本当に便利な町であります。ポテンシャルも、私は、高い町だというふうに考えております。そんな中で、鉄道で分断される、川で分断される地方自治体はたくさんあるように思っております。中央道が、県道でありますので、早々と高架事業になり、八ヶ島踏切も含めてでありますけれども、では、あそこの踏切がなくなったかという、実は町民の足として今でも、危険なんですけれども、使わ

れてみえるということは事実であります。

先ほど来の答弁の中で、住民の皆さん方の利便性を考えながら、今現在平面交差をしている踏切はまだ蟹江町内たくさんございます。非常にこれは危険だということで、実際JRからも指摘をいただいていることも事実であります。

ただ、踏切のいわゆる改良法が施行され、そして我々も議員と認識は一緒であります。ここまで話を来て、危険踏切が何とかちょっとでも拡幅して歩道ができればという軽い気持ちで実は考えおったわけではありますが、実際土地計画決定をされた道路があるじゃないか。私もJRへ2回、3回お邪魔をしたときに、こういう覚書がある以上、これを町長はどういうふうに考えておるんだと、だから、駅の交渉のときも地方自治体がいつまでも同じ形であるということはありません。ですから、地方自治体と個別にいろいろなお話をし、改札口をつくる、それからいろいろな要望は聞くことはできないと言って、はっきりお断りされたのも十分理解をさせていただいております。

だからとして、今この橋上駅ができたということではなくて、南北の流通の中で町の発展、それからスモールタウン構想の中でリニアインパクトも含めて、蟹江町のポテンシャルを十分引きつけるのは、やっぱり駅の整備であろうということを考え、皆さん方にご理解をいただいて、今回JRの整備になったというふうに理解をしております。

るうちの担当からお話を申し上げました系列については、あえて私ここでは説明いたしません、本当に、できれば立体交差事業ということは確かに条文には書いてございますが、しかし、それまでの間に何かあってはいかんし、町民そしてそこを通られる皆さんの中で危険踏切だという認識がある以上、何とか安全施策を我々もしっかりやりますので、その暫定期間だけでもいいですからやっていただくように、これからは単独の協議を、この10月3日にスタートしましたので、そこで国土交通省それから中部地方整備局、JR、県も入れてお話をしていきたいなど、打開策を見つけていきたいと思っています。

最後に、うちの部長がお話をしましたように、JRの橋上駅ができます。そこは自由通路としてエレベーターも設置をし、できれば危険踏切を通っていただくんじゃないかと、こちらに回っていただいて、南北でおりにいただくことができますので、あと1年ちょっとはかかりますけれども、そちらをまず使っていただきながら、粘り強くJRとも交渉していきたいなど。ただ、結果が出ないと、なかなかやれないんじゃないかという結論を皆さんおっしゃいますが、そのジレンマは私もいつも感じております。ただ残念ながら、相手があることでありますので、ご理解をいただければなというふうに思っておりますが、鋭意努力をさせていただくことをお約束させていただきます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

私も同じで、ただ住民の方から、本当に法指定されて安全で渡れるだろうとみんな言うん

ですよ。その間ずっと、これで法指定されてからもう2年たつのかな、どうなっておるんだとすごく聞かれます。伊藤さんも聞かれて答えようがないんだと思います。そういう意味で、私たち、一蟹江町としても議会議員としても歯がゆい思いを多分していると思います。そういうことで、一日もJRとの交渉も国・県を交えながら前に進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

質問8番 山岸美登利さんの「終活支援について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○1番 山岸美登利君

おはようございます。

1番 公明党 山岸美登利でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして「終活支援について」質問をさせていただきます。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、世帯主が65歳以上の高齢世帯のうち一人暮らしの占める割合が、2040年に全都道府県で3割を超える見通しであることがわかりました。1980年代以降に、未婚化が進み、結婚経験のない高齢者がふえていくことなどが要因と見られています。令和時代に入りますます人口減少、少子高齢化が急速に進む日本にとって、65歳以上の高齢者人口が最も多くなると予想される2040年問題、さらにひとり暮らしの高齢者が急増し、中でも本年4月、75歳以上のひとり暮らしが500万人を超えると発表されました。人生100年時代を見据え、このような世界に類を見ない超高齢化社会をどう乗り越えるのか、我が国の最も重要な問題となっています。目前の2025年には団塊の世代が75歳以上を迎えようとする中、本年7月、敬老の日を前に、厚労省は平均寿命が男女ともに過去最高を更新したと発表しました。

長寿社会の今、全自治体でもこうした大きな構造変化に対応していくための方策が強く求められています。

そのような中、誰にもみとられずに死後発見されるという孤独死が社会問題の一つになっています。ひとり暮らしで身寄りもなく、生活にゆとりのない高齢者の葬儀、納骨、死亡届人、リビングウイールという終活支援については大変重要な課題となっています。

そこで、町内の孤独死の実態はどのようになっているのでしょうか。順次お伺いをしてまいります。

蟹江町の令和元年11月1日現在の総人口は、3万7,744人となっています。男性に比べて女性のほうが多くなっており、今後も年々同様の傾向が推移されていくものと予想されます。2025年、令和7年の人口状況では、総人口は減少するものの65歳以上の高齢化率は26.9%と

見込まれています。また、高齢者の単身世帯の推移を見ても、急激に増加傾向にあり、高齢者人口がピークを迎える2040年の65歳以上の高齢化率は33.6%にまで上るとされています。

こうした中、町内でもひとり暮らしをしている方につきまといがちなのが、孤独死の問題です。最期の瞬間がいつやってくるのか予測できない状況の中、孤独死を避けるための終活支援が求められています。

そこで、6月議会でも、超高齢社会に向けての対策として、佐藤議員がさまざまな質問をされておりましたが、改めて当町の65歳以上の単身世帯数と高齢者夫婦のみの世帯数の実態はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○住民課長 中村和恵君

改めまして、おはようございます。

ご質問のありました65歳以上の方がいる世帯、高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯数は、平成29年度に、65歳以上の方がいる世帯が6,462世帯、高齢者の単身世帯が2,087世帯、高齢者夫婦のみの世帯が1,694世帯、平成30年度には、65歳以上の方がいる世帯が6,544世帯、高齢者の単身世帯が2,104世帯、高齢者夫婦のみの世帯が1,774世帯、令和元年度には、65歳以上の方がいる世帯が6,667世帯、高齢者の単身世帯が2,243世帯、高齢者夫婦のみの世帯が1,667世帯となっております。

このように年々増加傾向にあり、65歳以上の方がいる世帯のうち半数以上が単身または高齢者夫婦のみの世帯となっております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

ただいまは高齢者世帯の実態をお尋ねしました。

ちなみに90歳以上から99歳未満の方が現在417名、100歳以上が7名、ともに女性が多くなっております。最高齢が101歳4名だそうです。

このように、全国的にも高齢化が未曾有の速さで進み増加する中、ひとり暮らしの高齢者にとって今後孤独死の問題は避けて通れない深刻な問題になっています。実際にことしも何件かの事例がありました。持病があり自分なりに気にかけていても防げなかったり、病気のため自分で食事をつくることができないほど弱り、65歳未満ということで介護保険の対象ならずヘルパーの支援も受けられなかったなどです。中には、身内がいても、ご本人以上にご高齢であったり、日ごろからの親族関係が希薄なため連絡がなかなかとれず、葬儀にかかるまでかなりの時間を要したともお聞きしました。

そんな中、各自治体では今、このようにふえつつある孤独死を未然に防ぐためのさまざまな高齢者としての取り組みが行われていますので、ご紹介をいたします。

大阪府豊能町では、ことし7月から、緊急時安否確認鍵預かり事業がスタートしました。

社会福祉協議会の取り組みで、65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、自宅の鍵を預かり、緊急時に鍵を使って安否を確認するという事業です。事業の利用は任意で、鍵を預けたい希望者が社協に申し込み、民生委員など第三者の立ち会いのもと、本人の目の前で鍵を袋に入れのりづけをする。封印された鍵は、町内の2カ所ある高齢者施設に保管。立ち入る際の判断基準も設定しており、新聞や郵便物がポストにたまっている、洗濯物が何日も干したまま、異臭がするなどの状況が続き、外からの呼びかけにも反応がなく、緊急連絡先に連絡をしても利用者の状況確認がとれない場合を緊急時と判断するという支援です。7月から町内全域で開始して、既に7月末時点で7人が利用。近くに親族が住んでいない高齢者からは、見守ってもらえているという安心感があるなどの期待が寄せられているそうです。

また、横浜市では、高齢者宅まで出向いてごみの収集を行うごみ出し支援制度の拡充を目指し、2004年から、市の収集員が玄関先に出向いてごみを直接取りに行くふれあい収集事業を週1回実施、自分でごみを集積所まで持っていけないひとり暮らしの65歳以上の高齢者や障害をお持ちの方、要介護者らの世帯を対象に、希望者には声かけなどによる安否確認を行っています。ごみが置かれていない場合にも安否確認し、感謝の声が多数寄せられているそうです。実際に高齢者女性宅の玄関にごみが出ておらず、インターホンを鳴らしても応答がなかったため、収集員が中をうかがうと、うずくまっている女性を発見、即救急車を手配し事なきを得たそうです。

全国他の市町でも高齢者の見守り活動がさまざまな主体により行われています。常陸太田市では、郵便局、牛乳販売店、新聞販売店、ヤクルト販売などの事業者と協定を結び、事業者による日ごろからの声かけと見守り活動を実施。福岡県添田町では、インターネットを介してテレビ電話で見守るテレビ電話による見守り事業。和歌山県すさみ町は、緊急通報装置、ペンダントや人感センサーのコールセンターのシステム導入。福井県では、黄色いハンカチ運動を実施。朝起床し、異常がなければ、玄関先に黄色いハンカチを掲げ、夕方になったら片づける。見守り協定をしている老人会役員で編成する見守り隊が、ハンカチの状態で住民の安否を確認するなどユニークな支援事業です。また富山県黒部市では、民生委員さんの月2回の訪問とボランティアの方の買い物への連れ出しのほか、全国に先駆けて社協がICTを活用した高齢者の見守り実施に向けて、今月いっぱい実証実験を開始。黒部ネットICT機器をご自宅に設置し、音声による呼びかけに利用者がボタンを押すことで応答する。応答がない場合は、即お宅を訪問し安否を確認するというものです。

年々高齢者増加に伴い、ボランティアや担い手減少への不安との課題が残る中、全国的にもどう超高齢社会を支えていくのか喫緊の課題となっています。

当町でも社会福祉協議会事業として、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に配食サービス、婦人会、長寿会の協力員による友愛訪問活動などが行われています。また比較のお元気な高齢者の方々が参加される月1回の会食会やバス旅行、そして今全国6万

8,000カ所に広がり開催されている町内会によるふれあいサロンなどは、仲間づくり、孤立、閉じこもり防止などの共助の活動としてさまざまな健康増進効果があり、より一層活発的に行われるべき大変重要な取り組みになります。

そこで、お伺いします。今後ますます独居高齢者が増加傾向にあり、ご近所などの地域社会とのかかわりがとても大切になってきます。先ほどの支援活動のほかに、特に持病を持っている方、また体が不自由な方、障害をお持ちの方などなかなか外出することも厳しい高齢者の方々が安心して暮らしていくための見守り活動として行われていることはありますか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問にお答えをさせていただきます。

蟹江町では、外出することが困難な高齢者の方々が安心して住み慣れた場所で暮らすことができる環境を整えるために、次に申し上げる事業を実施しております。

1つ目の見守り活動として、ひとり暮らしの高齢者などが利用できる緊急通報システムです。緊急通報システムとは、ひとり暮らしの高齢者が安心して日常生活が過ごせるように、緊急時などにボタン1つで、町が委託している安心センターに通報できる機器の貸し出しをしております。利用できる方は、町内に住所がある65歳以上のひとり暮らしの町民税非課税の方、身体障害者手帳1級から3級をお持ちのひとり暮らしの町民税非課税の方など一定の条件に該当する方で、利用申請時に町内在住の3人の協力員の承諾が必要です。実際の利用時の流れとしまして、利用者から安心センターへ緊急通報や相談を受け付けたとき、安心センターから消防署または協力員へ連絡をし、状況に応じて救急車の出動要請や、協力員の方に利用者の安否確認を依頼していただいております。

続きまして、2つ目の見守り活動としまして、見守り活動に賛同する町内の金融機関、郵便局と高齢者そっと見守り活動に関する協定を締結し、高齢者の安否状況について金融機関、郵便局から介護支援課へ連絡をいただいております。

3つ目としまして、健康調査の案内を75歳の方を対象とし送付し、民生委員の方に協力を得て調査票の回収をしております。

このような活動を通じて高齢者の見守りにつなげております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ただいまご答弁いただきました緊急通報システムでございますが、現在のご利用者数をお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

平成30年度実績ではございますが、30台の機器の貸し出しをしております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

この緊急通報システムのご利用をご存じない対象者の方へのお口添えもよろしくお願いいたします。

また、地域においては、他人とのかかわりを持たずに生活することが可能なことから、ひとり暮らしの高齢者の正確な人数は把握できていない場合もあると思いますが、その人数を把握するための調査は随時なされていますか。お伺いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

見守りが必要な高齢者の正確な人数の把握はできておりませんが、今後もさまざまな関係機関と連携することにより、高齢者の見守り活動を充実し、実態の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

当町のさまざまな支援活動等をお聞きしました。

先ほどご紹介しました鍵預かり事業、ごみ出し支援ふれあい収集事業、黄色いハンカチ運動などの安否確認支援を参考に、緊急時でも柔軟な対応が可能な体制への取り組みをぜひご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

孤独死に至るまでの背景として、これまで自分以外の人と一緒に外出をしたり、会話をすることは当たり前のことのように日々過ごしていますが、年を重ねるごとに起こる体力の低下や、昨今では高齢者ドライバーの免許返納などにより、外出する機会が減り活動範囲が狭くなりがちです。また家族との別れなどから精神的に落ち込み、他人と会話をすることが徐々に減っていき、引きこもってしまうことも多くなっていきます。そのような中、急に体調を崩したり、いざ何か困ったときにでも迷惑をかけてはいけない、頼れる人がいないなどが考えられるのではないのでしょうか。

核家族化がもたらす未来には、ますます社会から孤立せざるを得ない高齢者がふえていくのではないかと予想されます。例えば、相続人及びみとり者が不明な住民が、実際に孤独死になった場合、遺品整理、特殊清掃、葬儀、納骨等発生時の対応や解決策などが心配されます。このように、実際の発生時について、蟹江町としての終活事業の対応策と課題について、民生部長にお尋ねいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま山岸議員から当町で孤独死があった場合の対応と課題についてご質問いただきました。

まず、国の見解によりますれば、身寄りのない方のいわゆる孤独死があった場合、火葬を行う方がいっしょらなければ、墓地埋葬法にてその適用により自治体が負担して執行しな

ければならないとされておるところでございます。

実際の運用でございますけれども、当町においてこのようなケースがあった場合は、親族の調査をさせていただき、葬儀のご意思を確認の上、もし拒否をされた場合は、生活保護法を準用することによって民生委員葬としてとり行わせていただいております。この調査には時間を要しますので、ご遺体につきましては、葬儀会社のほうで冷凍保存をさせていただく形となってしまいます。掛かる費用につきましては、愛知県的生活保護費のうちの葬祭扶助費の中から執行をさせていただいております。

課題につきましてでございます。課題といたしましては、今後高齢化に伴いまして、大勢の方が亡くなっていくいわゆる多死社会の時代がやってくると言われております。身寄りのない人の葬儀に係る費用を公的にどうやって賄っていけばいいのか、そういったところが課題となっているというふうに思っております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ご答弁ありがとうございました。

実際に孤独死の事例は近隣市町でもよく耳にします。課題もたくさんございますが、町民お一人お一人に寄り添う支援体制をお願いいたします。

次に、高齢化や核家族化といった時代背景の変化や、先月11月30日いいみとり、いいみとられの語呂合わせから、厚生労働省が推進する人生会議の日、アドバンス・ケア・プランニング、人生の最期をどう過ごすのか意思表示していくことの普及啓発のためのPRポスターを発表、全国自治体に届く予定でしたが、問題が生じ、わずか1日で発送中止。逆に不本意ながら、マスメディアやネットなどで話題になったことで周知され、関心が高まり、今まで以上に終活がクローズアップされ、今後ますます終活支援が求められていくものと考えられます。

現代においては、個人情報が多数格納されているパソコンやスマートフォン、記録媒体といったデジタル遺品の破棄や、ネット開設したサイトの閉鎖などのデジタル終活も同様です。

そのような中、全国の自治体では、終活支援として終活の手助けを行っているところがふえています。

そもそも終活とは何なのでしょう。終活とは、終末期について考え、最期まで幸せな人生を送れるようにすることを意味します。2009年に終活に関する連載記事が掲載されたことをきっかけに、終活という用語が広く知られるようになりました。

最近では、葬儀者等主催のセミナーなどもシニア世代を対象に活発的に行われていますが、終活を進めるに当たり自分の手で終活に関する項目を直接書き込み1冊のノートにまとめたものをエンディングノートと呼びます。自身の終活の一つとして、このエンディングノートをつづる方がふえており、自分の身に万が一のことがあった場合に大きな効果があります。

葬儀やお墓のこと、資産のことなどを初め、自分の終活で気づいた点やご家族へのメッセージなども書くことができ、自分の気持ちを整理していく上での備忘録として大いに役立ちます。残された人に対して手紙を書くような気持ちでつづり、もしもノート、アクティブノートなどとも呼ばれています。人生100年時代といわれる今、自分が元気なうちに終末期の生き方や葬儀の仕方などを考える人がふえており、突然の別れになっても、事前の準備があることで、遺族が懐かしい思い出をたどり、次の世代とも温かい記憶を共有できるよい機会づくりにもなります。

このようなことから終活に使うエンディングノートを無料で配布サービスを提供している地方自治体がふえています。

そこで、本町でも、もしものときの備えとして、周囲の人への意思表示を残し活用できるエンディングノートを作成し、配布するお考えはありませんか。お伺いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのエンディングノートに関する作成、配布のご質問についてお答えをさせていただきます。

蟹江町では、今年度中にエンディングノートが完成できるように、地域包括支援センター、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター、NPO法人など多くの方と協力し、作成の作業中です。完成したエンディングノートは、地域包括支援センターなどの関係機関窓口や講演会などで配布を予定しております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ただいま作成中とのご答弁をいただきました。大変うれしく思います。

では、具体的にいつごろの配布開始になりますでしょうか。お伺いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

年明け令和2年の2月上旬に配布できるように予定をしております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

このエンディングノートは、孤独死を迎えた高齢者を発見したときに、エンディングノートが記されていれば、身寄りや埋葬方法の希望などを知ることができます。愛知県では、豊川市、長久手市、北名古屋市、江南市、みよし市などが取り組んでいます。また、小牧市では、わた史ノート、瀬戸市は、人生のほっと安心ノートとして、独自のエンディングノートに取り組んでいます。

次に、ひとり暮らしの高齢者の葬儀、納骨、延命治療意思などのリビングウイルを支援するエンディングプランサポート事業が求められており、積極的に取り組んでいる自治体があ

ります。

神奈川県横須賀市の取り組みは、市民から葬儀等に関する相談を受け、市が仲立ちとなって、相談者が葬儀や納骨先の契約を葬儀者と結び、葬祭扶助と同額の費用を事前に葬儀社に預ける仕組みです。リビングウィルについては市と葬儀社の双方で保管し、緊急時でも24時間対応している葬儀社が病院からの問い合わせを受けて、葬儀社の連絡先や緩和延命治療の希望などが明記された本人の意思を伝えるようになっています。

このような事業導入の大きなきっかけは、引き取り手のない遺骨の急増があり、市民を一人も無縁にしないという強い思いがあったそうです。具体的な事例として、独居死亡者の自宅から、自分が亡くなったときに15万円の預金があるので使ってほしいとの遺書が発見されながらも、預金をおろせる親族もなく、市は死亡者から生前の意思を聞いていないため、本人のお金は生かせず、市が葬祭扶助としての費用を負担したとのことでした。

そこで、お伺いをいたします。自分の人生の最期をどう迎えるのか、生前から準備していくことの重要性が問われていますが、当町の引き取り手のない遺骨は毎年どのくらいあるのでしょうか。お伺いをいたします。

○住民課長 中村和恵君

ご質問がありました引き取り手のない遺骨についてお答えいたしたいと思います。

引き取り手のない遺骨は、身寄りがいない、見つからない場合や、遠い親戚がいるけれども、引き取りを拒否される場合などでございます。平成29年度は4件ありました。そのうち身寄りがいない、見つからないが2件、遠い親戚がいるが引き取りを拒否されるが2件。平成30年度は3件でした。そのうち身寄りがいない、見つからないが1件、遠い親戚がいるが引き取りを拒否されるが2件。令和元年度は2件ありまして、遠い親戚がいるが引き取りを拒否されるという場合でした。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

身寄りがいない、見つからない、遠い親戚がいても引き取り拒否されるという、今後ふえていくであろう悲しい現実がございしますが、蟹江町が葬儀者等の生前契約やお墓の所在など終活事業としてかかわることは、町民にとって長く生きていく上でも、自分が亡くなった後も大きな安心感につながります。

そこで、町民を一人も置き去りにしない、無縁仏にしないためにも、福祉の視点で、先ほどの横須賀市のエンディングサポート事業を参考に、終活支援事業として導入するお考えはありませんか。お伺いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問にお答えさせていただきます。

横須賀市のエンディングサポート事業では、ひとり暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがない高齢者の葬儀、納骨、リビングウイールという課題についてあらかじめ解決を図る取り組みをしていますが、蟹江町でも、先進自治体の事業を参考に、当町に合った終活支援の取り組みを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

特にひとり暮らしの高齢者の終末期における意思の実現に向けて、ご本人や支える側である地域の方の安心感が得られる仕組みについての相談事業は大変重要です。

この横須賀市の事業では、経済的に余裕がないひとり暮らしの高齢者以外にも、がんの余命宣告を受けた人、重度の知的障害者を持つ親や、生涯未婚で子どもがいないなど柔軟に対応されています。

今後、ひとり暮らしの高齢者が増加することが予想されます。終活支援事業の設置に向けては大変大事な検討事項の一つとして捉えていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

次に、死亡手続についてでございます。

訃報に接し、相続など含め手続の大変さは、経験された方でなくても容易でないことが想像できます。広範囲にわたる関係機関に対しての手続が必要とされ、予想以上に時間を要するものです。

当町のホームページでは、お悔やみと題して、死亡手続が項目ごとに説明されています。これは、多くの自治体でも同様の広報がなされており、届け出をする方は、対象となる窓口それぞれで申請書の記入方法の説明などを受け、記入漏れや記入ミスのないよう窓口対応する必要があります。

大分県別府市では、ご家族の死によって心身ともに疲弊している中、慣れない手続に苦勞している市民のため、平成28年5月からお悔やみコーナーという専用窓口を開設し、死亡手続における窓口のワンストップサービスに取り組んでいます。死亡手続に来た遺族は、市役所のグランドフロアに開設された総合案内と併設されているお悔やみコーナーで、専用のお客様シートをスタッフの指示のもと記入、コーナーの職員が関係各課とリンクしている情報をシートに入力し自動で全ての書類が作成されるようになっています。開設後の市民アンケート調査では、否定的な意見は全くなく、大変助かるので今後も続けてほしいなどの高評価をいただいているそうです。

また、福岡県糸島市でも、本年3月から市独自にお悔やみ案内システムを構築、コーナーを設置。市民課が死亡届を受け付け、情報入力すると、その後の手続に関係する課が亡くなった方の情報を共有できる仕組みです。その情報をもとに故人に必要な手続が一目でわかる

一覧表が作成され、役所に訪れた遺族は、その表が挟まれたバインダーを市民課で受け取り、担当する課をスムーズに回ることができ、かつ迅速な対応が可能となっています。同時に、新たに、お悔やみ早わかりガイドも作成し、死亡などに伴う各種の手続をわかりやすく説明されています。

静岡市でも、先月からお悔やみ窓口を開設。2時間かかった手続が50分に短縮したそうです。市民の方々はとても満足され大変喜ばれています。

いずれもお悔やみ専用コーナーは、どこで何をしたらいいかわからないという遺族の心理的負担軽減、届け出書類作成のための時間短縮など、関係窓口、遺族の両者にとっても受け付け時間等の簡潔化により効率もよく効果が期待されています。

最後になりますが、そこで、お伺いをいたします。市民の満足度が上がった大分県別府市や福岡県糸島市などの取り組みを参考に、当町でも、遺族が行う葬儀後の死亡手続を支援するワンストップ化対応サービスを取り入れるお考えはありませんか。お伺いをいたします。

○住民課長 中村和恵君

ご質問がありましたワンストップ化対応サービスを取り入れる考えはないかについてお答えさせていただきます。

本町においては、ご遺族の皆様に対して、弔詞とともに亡くなられた方に対する主な手続をご案内させていただいております。ご遺族が心身ともにお疲れになっている中、多種多様な手続をお願いすることになります。また個人によってもお持ちいただくものも異なります。ご提案のように各種手続に精通する専任の職員を受付窓口配置するなど、少しでもご遺族の手続の負担軽減が図れる方法を検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

ただいまご答弁いただきました、ご利用される住民の皆様のご負担が少しでも軽く済みますようよろしくお願いいたします。

超高齢社会を迎え、弱者に寄り添い、社会の隅々まで光を当て、誰もがこの蟹江町に長く住んでいてよかったと思っただけですよう、さらに手厚く細やかな対策、支援への取り組みをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午前10時15分)